

現行 日米地位協定 前文、第1-3条

前文 日本国及びアメリカ合衆国は、千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条の規定に従い、次に掲げる条項によりこの協定を締結した。

第1条 この協定において、

- (a) 「合衆国軍隊の構成員」とは、・・・。
- (b) 「軍属」とは、・・・。
- (c) 「家族」とは、・・・

第2条 1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第二十五条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。

(b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が(a)の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。

2 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、

瀬戸内ネットの「日米地位協定改定案」素案

赤字の部分は、8月12日の学習会で記入された「地位協定改定案」。今後の討議で修正される可能性がある。

前文 日本国及びアメリカ合衆国は、**対等の独立国として**千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条の規定に従い、次に掲げる条項によりこの協定を締結した。

第1条 [用語の定義]

この協定において

- 1 「協定」とは、日米両国が相互に主権を認めあい、**対等の関係で締結する「協定」を意味する。**
在日米軍は「日本国憲法」をはじめとする日本の国内法にしたがう。
- 2 (a) 「合衆国軍隊の構成員」とは
(b) 「軍属」とは・・・
(c) 「家族」とは・・・

第2条 [基地の提供と返還]

1. (a) 合衆国は、日米安保条約第6条の規定にもとづき、**日本国民の自然、社会、文化的環境を侵害しないかぎり**で、日本国内の基地の使用を許される。

基地の立地条件は、滑走路に離着陸する飛行コース下およびその周辺地区内に居住地、学校、病院、工場がない場所とする。滑走路などの敷設のために、自然環境の破壊を生ずるような埋め立てをしてはならない。

(b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条にもとづく行政協定の終了時に使用している基地は、両政府が(a)の規定にしたがって合意した基地とみなす。

前記の取極を再検討しなければならない、また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと、又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。

3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。

4 (a)。
(b)

第3条 1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。・・・

2 合衆国は、・・・

3 合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行なわなければならない。

ただし、日本国政府は特定基地を閉鎖・返還することを要求することができる。その場合、アメリカ合衆国の合意を得て、1年以内に閉鎖・返還しなければならない。

2. 日本国政府および合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取り決めに再検討しなければならない、また、前記の基地を日本国に返還すべきことまたは新たに基地を提供することを合意することができる。

米軍機爆音に違法判決がでた基地とその周辺区域で、爆音発生源対策が実施できない場合は、基地を閉鎖・返還する。

3. 日米両国は国際平和の維持のために、米軍基地と在日米軍事力の縮小につとめる。(未定)

合衆国軍隊が使用する基地は、この協定の目的のために必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。

4. (a)
(b)

5. 「首都圏の空域」が米軍に所属する現状は、占領体制の遺制である。日本の空域はすべて独立国日本に帰属するものとする。

第3条 [基地内の合衆国の管理権]

1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護、および管理の為必要なすべての措置をとることができる。・・・

米軍は基地利用について日本国諸機関の立ち入り調査を拒否することはできない。

基地は自衛隊の管理下におき、自衛隊は在日米軍と共同利用することができる。(この1行は未定)

日本国内での米軍事故や犯罪については、日本の優先捜査権を認める。

3、合衆国軍隊が使用している基地における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払っておこなわなければならない。米軍の活動が周辺自

治体の公共の安全を損傷してはならない。

第3条 a (追加) 環境基準、飛行協定

在日米軍、およびその構成員は日本の「環境基準」を守らなければならない。

基地周辺住民の生活環境を守るために、米軍は軍用機の飛行コース、飛行速度、飛行高度、時間帯、騒音度について、基地設置自治体、及び周辺自治体の指示を尊重しなければならない。

1. 日本国民の居住区域上空では、離発着訓練・飛行訓練をおこなわない。

滑走路への軍用機等の出入の飛行の高度が日本国民の居住区域から6500 フィート (1,950 メートル) 以下となる場合は、出入のコースを変更しなければならない。

2. 「騒音違法」判決が出た区域の飛行コース・飛行時間帯は、「飛行差止め」とする。

米軍機墜落事故が発生した機種では、墜落の危険が除去されるまで飛行禁止する。